平成２８年（フ）第４７８号
神奈川県中郡大磯町西小磯40番地４
債務者　森下タツ子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５４８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津722番地の11
債務者　木村　泰之
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５４９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津722番地の11
債務者　木村　真実
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５０１号
神奈川県平塚市松風町18番41号
債務者　眞壁　　健
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５２０号
神奈川県平塚市徳延490番地の33
債務者　木村　直美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５４６号
神奈川県南足柄市中沼139番地７
債務者　淺波　洋平
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３５号
福岡市早良区原７丁目14番35―402号
破産者　園田　和也
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８０８号
福岡市南区屋形原３丁目35番７－４号
破産者　川上　甚吉
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０２７号
福岡市東区馬出２丁目５番415号
破産者　松本　郁子
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５４号
福岡市博多区博多駅南５丁目30番24―103号、前住所福岡市中央区梅光園２丁目11番１―305号
破産者　喜多良直輝（破産手続開始決定時の姓野見山）
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４号
佐賀県杵島郡大町町大字大町6008番地
破産者　竹下　藤慶
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第５６９号
埼玉県越谷市大沢３丁目21番33号　Ｃｏｓｍｏｓ越谷102号、旧住所東京都豊島区上池袋１丁目25番７号　ハイステート池袋501号
破産者　下前　憲二
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
埼玉県越谷市赤山本町６－６　旭ビルサンライズレジデンス406、住民票上の住所埼玉県三郷市泉１丁目22番地３
破産者　吉野　将司
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
東京都江戸川区西葛西６丁目18番19―802号、破産申立時の住所埼玉県三郷市泉１丁目22番地３
破産者　吉野　美穂
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
千葉県野田市七光台394－１　鈴木ハイツ２－103　大川方、住民票上の住所埼玉県吉川市大字加藤685番地１
破産者　高見澤明子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
埼玉県越谷市レイクタウン５丁目13番地４ソレイユ啓耀103
破産者　柿崎　義治
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
埼玉県草加市八幡町1211番地　第２駒崎マンション201号
破産者　吉沢　好美
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係